



には、統計上、現在戸数に比較してはかの地方によけいの家屋が行つたといふような関係もござります。またそのほかにも若干——たとえば各種の開拓、建設の施設等におきまして、特殊の地帯において、水田化のために非常に多くの金を要するというようなこともござります。そういうようないろいろの関係から、統計的に見ますと、従来とかく東北方面が低率にあつたよ

○野原委員 ただいまの局長の御説明では、今までの農地局は、東北地方に対して十分な予算的措置であるとか、あるいは補助等を出してはなかつたといふことを、暗に白状されたようであります。私は過去のことはあまり追究しようとしませんが、問題は今日すでに非常遅れにしまつてゐる。遅れてしまつてゐるものに対して今後何とかして考慮したい。特に二十六年度においては、そういう点を考へて作業しておるといふが、あまり遅れてしまつたのではしようがない。できれば、二十六年度においては全部を挽回したいと思ふのでありますけれども、予算的措置などでなか／＼そうばかりとも行けないと思ふのであります。それならばはたしてどの程度まで遅れを取つてこ

しまして、私はここに営農の住宅のことをひとつ考へてみたいと思ふ。東北の住宅戸数は、すでに三万二千七百七十五戸という戸数が必要である。それに対して、建設の補助になりましたものが今日まで二万四千四百十二戸である。まだ補助にならない戸数が八千三百六十三戸もあるということでありませぬ。そこで今年の事務局のいろいろの計画をわれ／＼が仄聞しますと、新規の予算において四千八百戸、既入植において四千戸をやるということでありませぬが、この既入植の四千戸といふことになりませぬと、全部でわずか八千八百戸といつたしまして、一体どんなぐあいにこれを配分するか。実は岩手県といつたしましては——岩手県あるいは東北六県、北海道を入れまして、どうしても八千三百六十三戸を少くも今年のうちには解決をしたい。遅れても二十八年までには全部をさせないと、他の方面に比べてはなはだしく不均衡であるといふことで、開拓者連盟の諸君によつて、非常な血の出るような叫びが今発せられておるのであります。一体この住宅の問題に關しましてはいかに考へておられるのか。でき得べくばこれを具体的に伺ひたい。

○平川政府委員 ただいま、具体的に東北地方に何戸といふところまではつきりいたしておりませぬが、お話を聞かすは、要するに、現在入つてゐる開拓者、あるいはこれから入る開拓者に対して、適正な比率をもつてこれを配分するといふところにあるかと存するのであります。そういう趣旨につきましてはまつたく御同感でござりますので、従来の不足分等を十分考慮いたしまして、その分も考慮した上の適正な

数字に割振りをいたして参りたいと思つておられます。○野原委員 今ここでわかに具体的な数字をもつて答へると言つてもあるいは無理かもしれませぬし、局長が、この点に關しては十分善処するといふ御答弁ですから、その問題に關しては、私もこれ以上追突いたさないつもりであります。次に、開拓行政を行うための県の地方職員に補助をやつておるのであります。これがこれに対して非常に東北が少いといふことがはつきりしてゐる。これは比べてよいかどうかわかりませぬが、岩手県と大阪を例にとつて考へても、入植面積その他等から見ましても、あるいは農地取得の面積、売渡しの面積、開墾した面積、融資の実績といふふうなものを全部計算いたしまして、岩手を一〇〇にいたしますと大阪は平均して四・六、五分に達しないのであります。従つてかりに職員の定員に補助がありまして、事業分量に應じてやるとするならば、かりに四・六といふ大阪の事業分量を切り上げて五といつたとしても、岩手県にかりに百人の補助をするならば、大阪は五人でよろしい。しかし事業分量は少いが、いろいろ仕事も多いから、それに割増しをして考へても、かりに倍の十人で済むといふことになるはずである。ところが大阪と岩手の場合を比較すると、定員に對して岩手県の百五十六人に對して大阪が四十四人である。この比率は二七・七に當る。ちよつと事業分量に對して五倍の定員が行つておるといふことでありませぬ。しかもこのとにふしぎなことに、この内職はど

りませぬが、われ／＼の調査によれば、この二七・七といふ定員の歩合を見ますと、開拓あるいは干拓関係の実数からいいますと、大阪はほとんど事業分量がないにもかかわらず、十人の人がいる。これを数字から見ると、まさに六二に當る人が行つてゐるといふこと、まことにどうも納得の行かない数字であります。これは第二の大会であつて、非常に人口が稠密であり、工業が発達してゐる。こういう大会だから人間も多く必要である。岩手県の方は非常に大面積を有し、これから大いに開拓を必要とする膨大な土地を持つており、開拓にも非常に適する地帯であるけれども、そこは由来非常に僻陬の、まだ文化の程度も低いから、人間は少くてもよいといふことになつてゐるのか。どういふぐあいで一体五％にも足りないほどの事業分量に對して、五倍も大阪は定員をやつてゐるのか。岩手県はどうかしてこんなにかつたのか。私もこれはこれに對して、はなはだどうもこの角度から考へても納得が行きかねる。この際これに對して納得の行くような御説明を願ひたいと思ひます。

○平川政府委員 御指摘の点は、確かにそういう傾向があるのであります。これが、これは人の問題でありませぬが、これは人の問題でありませぬので、事業分量、たとえば農地面積とかいふような事業分量の比率そのままには参りませぬで、やはり開拓なら開拓といふ仕事がありませぬと、そこに最低単位の人といふものがどうしても必要であるといふことに相なるわけでありませぬ、全体の職員の数も十分でありませぬために、比較的事業分量の少い所に最低単位の人員を配置せざるを得ぬ

といふことがあるわけでありませぬ。またことに仕事の分量が土地によつて地方的には変更をいたしますので、それに即応して補助職員の数も移動するといふことは合理的ではありますけれども、これも人の問題でありませぬ。その数字に比較して一律に動かすことも困難であるわけでありませぬ。そういうことからは御指摘のような多少の不合理性があることは認めておりますので、これはできる限り直して行きたい。二十六年度の場合におきましてもできる限り是正をする。ある程度仕事の少い所から多い所に移すことを、できる限りやつて行きたいと思つておられますが、それがなか／＼申し上げましたように、面積の比率通りにきちつとして行くわけに参りかねるわけでありませぬ。

○野原委員 農地事務局が仙台、東京、金沢、京都、岡山、熊本と六つある。ところがこの農地事務局のそれぞれ事業分量を一応調査しました結果、金沢のごときは仙台の農地事務局を二〇といつたしまして、金沢は全体とてわずかに一六％にすぎない。あるいは京都のごときは三四％である。岡山が四一％、熊本が六九％、東京が七四％、もちろん仙台が一番多いわけでありませぬ。それにいたしまして、金沢、京都を合しても半分には充たない。やつとこ五〇％であるといふような所に農地事務局を置くに思ふ。そういう所に農地事務局を置いて予算をむやみに使ふよりも、むしろ東北地方のごとき、ほんとうにこれから大きな開拓のできる仕事にどし／＼予算を振り

向けるのがほんとうかと思ふのであり





るならば、やめるとは言わない。現在日本でもやられておるのは、供出ではないというのが共産党の建前なんです。これは供出じゃない。これは強盗なんです。掠奪なんです。収奪なんです。だから私はその形においては一筋だと思ふ。これでは、今の政府の官僚のやるところの供出はやめてしまえと農村が言うはずだと思ふ。この点については、農民に対して強制的に物を取上げないという形において一致するのです。そこで伺いたいのは、戦時中あるいは戦後を通じて、非常に統制というものがやましく言われておつたけれども、人氣が悪くて、みんなやめになつておるにもかかわらず、農村は依然として供出が続いておるのです。麦だけは八百万石除かれた。これは問題があるが、八百万石除いた。これを推し進めて行つたならば、八百万石の麦以外の麦が全部統制からはずされるものであるならば、米もやがてはずされるだろうと予想する人もある。しかし海外の事情はそうではなく、やはり供出というものは続く。だから農村に対して加えられておるところの強制的なる収奪というものが、一体いつまで続く見込みであるか。これを聞いておきたい。

○千賀委員長 横田君に申し上げますが、前に島村政務次官になつた質疑と、安孫子長官になさる質疑とはほとんど内容も、表現も同じようでありました。同じことを、答弁する人がかわつたからといつて、ここで繰返されては非常に時間の経済上も困りますので、当局に対しては、特に技術的な面を直接聞いてもらいたいと思ひます。

○安孫子政府委員 収奪がいつまで続くかというお話ですけれども、私どもは収奪とは考へておりません。従つていつまで続くかということも、そういう意味でお答えいたしかねます。

○横田委員 この点はまた許さないと言われるでしょうが、ちよつと聞きませう。大体収奪と考へるか考へないか、そんなことはかつてです。あなたの方は出さないからわからないだろうが、とられる方は値段が安くつちやくちやに取上げられる、これは収奪だ、この点をよく御記憶を願ひたい。

それと同じことを聞いておると言いますが、政府は歴大な調査機関を持つており、費用をかけておつて、われわれ日本の農民の一部を代表する自由党も、この疑問に対しては徹底的の討議をしておらないといふことが、私の開きたい原因であつたのです。これは今度の機会にゆつくり聞きます。伺いたいのは、これは委員長安心してもらつておる買入れ数量の指示の文書です。これは何回読んでも腹が立つのです。この意見を聞く、市町村農業委員会の意見を聞き、都道府県農業委員会の意見を聞く、こゝ書いてある。人の意見を聞くといふことは実にけつこつてよいことです。しかし前にはこれが書いてなかつたかと言へば、やはり意見を尊重するといふことがはつきり書かれてあつた。その意見は聞いておつても通らない。その場合において、もめた問題を解決するために、いわゆる食糧法の第八條の規定があつたのだと私は思ひます。その第八條の規定の適用が非常にうまく行つておらなかつた、これがいわゆる食糧法をめぐるところの

争点であつたと思ひます。そこで今度意見をとどのくらくらしてお聞きになるのか。意見を聞いておつたがために今までもめておつたのではないかと。この点は疑問ではないかと思ひますが、その意見を聞く度合いが絶対的のものであるか、あるいはそうではなく、政府が供米をとりやすい形において意見を聞くのか、これを聞きたいのです。

○安孫子政府委員 運用におきましては従来と同じ程度に、またそれ以上に十分意見をお聞きしてやつて参りたいと思ひます。

○横田委員 その具体的例はここに載るのですよ。あなたはいつてもこまでは認めておるのです。末端における個人の米に対する生産高、これはわかりにくいと言つておるのですが、わかりにくい点はこのにもあります。延原鶴太郎という男は大阪市大淀区大仁本町二丁目六十七番地に本社を持つておる会社の重役であります。これが田をつくつておるのです。そして二百俵前後の米をとつておる。しかしこれは大阪に籍がありながら米を出しては大阪に籍がありながら米を出しては、動一步手前の強盗供出がなされておる。私の考えによりますと、米と小麦とかいふものをつくつておるものは、全部地籍として上つておるわけです。これに対して割当があるのです。どこかでこゝろいうふうな形において米を出さないところがあるならば、どこかで米をよけいにとられるところがあるのじやなからうか。その例がすなわちここにあります。これがさぞと思つたら、私長官と一緒に参りますよ。それからまた藤田田を持つておる人があ

人がよけいとられるわけで、これが一〇〇%出て来ないでもめておる。これは東京の南千住ですが、ここにおきましては、米が一〇〇%出ておるとあなたの方に報告されておるにもかかわらず、実際は出ておらない農家がありまして、それが経済調査に呼ばれておるのです。ここで私の非常に大きな疑問とするのは、意見を十分に聞いておるものであるならば、こゝろいう問題は起らないはずですが、これは自由党の人は関係ないと言つて、長官はいつもこのことについて悩んでおると思ひます。良心があれば悩むのがあたりまえだ。だからこゝろいうものは、いつどういう形において解決するかということをお承りしたいと思ひます。

○安孫子政府委員 従来いろいろ運用して参りまして、矛盾もあり、またむづかしい問題もあつたのであります。しかしその点は順次解決されつつあります。ただいまお話ししたとおり、最後に残つておる点でありまして、これは調査網なり、機能を十分にいたしまして、事実をつかんで具体的に処理して参るといふ以外に解決法はなからうかと思つております。その点は関係者も漸次習熟され、また方法もかわつて来ておりますので、これは米の供出が今後も続いて参るわけでありまして、逐次改善されて行く、またさういふ方向に努力して参りたいと思つております。

○千賀委員長 川西委員。示に關する法律案及び食糧管理法の一部を改正する法律案は、この前相対論を費しまして大体質問も循環的な質問になつて参りましたので、この程度

で質疑を打ち切られることを望みます。○千賀委員長 川西委員の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員長 御異議なしと認めます。よつて兩案に対する質疑はこれをもつて終了に決しました。

なおたいたいまの横田君の発言中不穏な点が多々あると思ひますので、速記録を取調べの上、委員長において適當な処置をとりたいと思ひますので、御了承を願ひます。

これをもちつて暫時休憩いたします。

午後三時一分開議

○千賀委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この際小笠原君より、競馬問題に対する政府の所見をただしておきたいとの申出があります。これを許します。

小笠原委員 競馬問題について、緊急質問として聞きたい。局長も見えておるし、競馬部長も見えておるのだから、法のことについては、私が提案したのだし、これむろん望ましい。それにもまたこれがなければ馬主の方が非常に混乱を来すから、これはよろしい。政府の方でもこの問題をやつてくれという申出もあつたのだが、こゝろいふことはよろしいとして、私は政府の心構えがどこにあるのかを聞きたい。なぜならば、今は民營競馬が目前に迫つておる今日である。政府はせんだつて地方競馬の法律改正をした。馬の使用が増加した。その資源をどこに求めるか、この用意がありますか。あなた方は、とつた金をみな大蔵省に納めるこ

とはよくわかっておりますけれども、馬一匹持つたことがあるかね。どこから馬を持つて来るか。民営にあつた馬を持つて来ぬじやないか。種馬はどうか。いないじやないか。これをどうするか。その準備が少しもなくて国営をやつておる。どこにあなた方は競馬をやる資格があるか。この問題を恐ろしい。国営競馬の方も、これを増加するのはよろしいが、あとの資源を補充する用意がどこにあるかということをおもつて御答弁を承つておきたい。局長はしろうとでわからなければ、競馬部長でいい。競馬の資源の準備がどこにあるかということをお詳しく聞きたい。

○井上説明員 御答弁申し上げます。ただいま小笠原さんからお話のありましたように、地方競馬の方におきましては、南関東だけをとりましても約六百頭ございます。国営の方は、約四百五十頭ばかりの競走馬を持つておるわけでありまして、ところが地方競馬の方は、実際の数は六百頭でございますけれども、走つておりますものはそのうちの三分の二程度でありまして、あとは大体故障馬とかあるいはあまりよくない馬でありまして、大井競馬の例をとつてみましても、その走つております馬の七〇%までは国営競馬の下つた馬である、こういうことになつておるわけでありまして、使ひ方が荒いためにいろいろ損耗も激しいのでありまして、出る馬は大体四月ぐらいで使えなくなるという現状でございますので、地方競馬の側といたしましては、相談をいたしております、なるべく資源を愛護して競馬を開催するように、せんだつても当局者を集めましていろいろ協議を

いたしたのであります。大体地方競馬の開催が、戦災都市その他を含めまして非常に多くなりまして、二十六年度のスケジュールを見ますと、東京周辺の四つの競馬場で、三百六十五日のうちで十七日しか休み日がなく、休日、日曜を通じて行われるというような現状でございます。この点につきましては、現在法律上許されておりましたので、やると言へばどうもいたし方がないのであります。ただわれわれといふことは、ただいま小笠原さんから御心配がありましたように、こういう問題について何か制限を加えるというふうなことがなければ、資源の問題で行詰まるのは当然と考へております。でございますので、極力当局者とも折衝いたしまして、この地方競馬の損耗を少なくするように協議を進めております。それから国営競馬の方は、年間大体百五十頭から二百頭ぐらいの補充が必要でございますが、二十六年度におきましては大体見当がついております。でございますが、その後になりまして生産が伸びないおそれも十分ございまして、その点はまことに心配をいたしております。生産者の意欲を向上する——特にこの産種を改良する種牝馬あるいは種牡馬等につきましては適切な方策が講ぜられることは、競馬の当事者として、最も望ましいこととございまして、直接には生産の關係は私の管轄外になつておりますが、畜産局の方によくお話をいたしまして、なるべくこの問題を——地方競馬の方の資源を大事にするように、一方国営におきまして、いろいろ操作をいたしまして、現在の資源を愛護するように、極力努力して行きたいと考へております。

す。これは小笠原さんのお話の通りであると思ひますが、何かこの競走馬の再生産の問題について、適切な方策がほしいことは申すまでもございませぬ。ただいまのところでは、最も適切な方策が講ぜられておるとは言へませぬが、その方面の協同組合等を通じて、いろいろの方策がとられつつあります。これも決して十分でございませぬ、なお将来の問題としていろいろあると思ひますが、これらの点につきまして、なおよく研究を遂げまして、具体策につき、いずれこの農林委員会にもお願いしなければならぬ筋合いだと思ひております。

○小笠原委員 現在お話の通りだと、政府が競馬を持つておりながら、競馬の資源を考へないというのはいくらもいうわけであるか。資源なくして何年継続できるか。何年目にへたばつてしまふという計画であるか。そんな事業の計画が世の中にあるもんか。一体この責任をだれが負うのか。こんなばかげたことをやつて、資源が枯渇することばかりつづつ、その対策をちつとも講じない。その欠陥のあることはわかる。一つの競馬であつても、これは資源確保に対する競馬だ。この一回のレースを、全部生産の方に還元するといふような方法をとつたことがあるか。それだけ大蔵省に要求したことがあるか。さらには、漫然とただ競馬をやつて、全部へたばつてしまふことを見ておるのみだ。そんな計画がありませんか。政府のどの局へ行つても、どここの課に行つても、どんな末端に行つても、こんなばかげた計画はどこにもありませんか。それを考へてごらんください。ただやつておるのはこれだ。これ

は井上君、よく知つておるだろう。競馬では生産者賞というものをやつていふ。この生産者賞という金は、一体幾らやつて、幾ら馬主に行くんだ。これがわかつておるかね。競馬部長、答弁してごらんさい。あなたはわかつておるか。

○井上説明員 生産者賞と申しますのは、日本競馬会が競馬をやつておりました当時からやつておりましたもので、生産意欲を向上するということでございますので、これでは資源の培養というには非常に微弱であります。ただこの生産者賞を、ただいまは積み立てておきまして、それで種牡馬を購入するのに役立てておるようになつておるかと申しますが、その方が生産者の方で言つておられますが、そういうことはきかめてよいことだと考へております。しかしもちろんこれでは十分ではありません。ただ馬で最も困難を感じておられますのは、小笠原委員御承知の通り、われわれの方の競馬の規則は、負担重量が増加し——これはもちろん賞金によつて増加して行くのであります。一定の賞金が増額になりますれば、従来はそれによつて自然に生産者に返るようになつておるわけでありまして、ところが現在のようになり、地方競馬が盛んに行われまして、当然馬が地方競馬に食われて行くといふところに問題があるように考へるのではありません。でありますから、極力資源の増加をはかることが根本問題であります。値段の方から申しますと、非常に馬が高くなつておりますが、必ずしも高くなつたから生産が上るとは考へられませぬので、先ほど申しましたように、法制的にもいろいろ考へなければならぬ問題が起ると思ひま

す。その辺のところは、いずれまた具體案を立てまして、後の機会に種々お願いしなければならぬ筋合になつておると思ひます。

○小笠原委員 資源増加の大方針のことについてはよろしいとして、今あなたから伺つた生産者賞というものは何に使つておるのか。今私の聞き違ひかもしれないが、これは生産者協会が積み立てて置くのだというように申されたが、積み立てて置くのですか、生産者に行くのですか。

○井上説明員 ちよつと言葉が足りなかつたので恐縮であります。当然生産者に行くのであります。ところが生産者協会の總會におきまして、そのうちの三分の一を譲出して、その金でもつて地方の種牡馬の購入に向けておるといふような状況であります。



○川西委員 討論を省略いたしました。ただちに採決せられることを望みます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○千賀委員 川西君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員 御異議なしと認めます。採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○千賀委員 起立多数、よつて本案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○千賀委員 これより農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○千賀委員 御異議なしと認めます。ただちに採決いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員 御異議なしと認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千賀委員 御異議なしと認めます。よつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

○千賀委員 これより食糧管理法の一部を改正する法律案及び食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の両案を一括議題といたします。

この両案につきましては、本日の午

前をもつて質疑を終局いたしました。先般食糧の政府買入数量の指示に関する法律案に対し、松浦委員より修正案が提出されております。その修正案はすでに各位の手に配付いたしておる通りであります。この際趣旨の弁明を求めます。

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案に対する修正案  
食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の一部を次のように修正する。

第三條第一項第一号中「第三十七條を第三十五條」に改める。

附則第二項中、農業委員会法第七條の改正規定中「第七條」を「第六條」に、同法第二十五條の改正規定中「第二十五條」を「第二十三條」に、「第七條」を「第六條」に、同法第三十五條第一項の改正規定中「第三十五條」を「第三十三條」に、「第二十五條」を「第二十三條」に、同法第三十七條の改正規定（同條第二項の改正規定を除く。）中「第三十七條」を「第三十五條」に、「第七條」を「第六條」に、「第二十五條」を「第二十三條」に、同法附則第十項の改正規定中「第十項」を「第九項」に、「第七條」を「第六條」に、「第二十五條」を「第二十三條」に改める。

○松浦委員 さきにわが自由党は、政府原案の農業委員会法案につきまして、一号委員、二号委員の区別による階層選挙制が、現在の農村の事情に照らして不合理である点、並びにこれによりまして農村における階級対立を不当に激化するおそれあるをもちま

て、これを全層選挙とするよう修正いたしましたのでありますが、これと関連のあります食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の條項につきましても、所要の修正をする必要があらうかと、ここに修正案を提案いたす次第であります。修正案はお手元に配付してございますから、それについてごらんをお願いいたします。

○千賀委員 この際吉川君及び横田君より議事の進行に関して発言を求められております。これを許します。吉川久衛君。

○吉川委員 私は食糧の政府買入数量の指示に関する法律案と、食糧管理法の一部を改正する法律案の二案につきましまして、わが党の金子委員よりかねがね質疑をいたしましたところが、満足できるような御答弁をいただけておりません。そのために党内ではいろいろ問題がございまして、もう少し慎重に検討をしなければならぬというふうになつておりますので、私が党内の調整に當つていられるわけであります。そこで委員長になるべく御期待に沿うように御努力したいということをお願い申し上げます。

委員長は強引に本日これを押切りたいという御意向のようでございます。私も心配しております。食糧の統制をはずすことはどうも理由に基くものであるかという点について、まだ政府の説明が十分でないのので、申し上げます。この統制というものは需要と供給とはなはだしくアンバランスになるような場合に、統制の意義が発揮されるのであります。今日まで行われた統制は、需要に

という点にあつたのであります。今後とも、供給が十分になつて来たといひますならば、需要と供給の逆のアンバランスの場合が起つて来るわけでありませぬ。こういうときに統制をはずすことはきわめて危険であるといふことと、これがすなわち農業恐慌の契機になるというところが憂慮されることとあります。もう一つには、海外からの食糧の輸入を有利にするために、こゝろをなす必要があらうか、すなわち統制をはずすことによりまして、麦の高騰は必然でございませぬ。この麦価が高騰することによりまして、生産農民が相当するおろすのではなからうかというおろすことを、廣川農相は車中談で発表されて、農民をぬか喜びさせておられますけれども、こうすることによつて、国際価格に近寄りまして、外麦の輸入を容易ならしめることが、農業恐慌の契機になるという

ことも憂慮されるのであります。そこで外麦輸入のためにやらなければならぬ統制の排除であるのか、それとも四月選挙の対策に備えて麦価を上げ、農民階級の票を獲得するためにやられるのか、それとも、統制を排除することによりまして混乱を生ずることは明瞭であります。にもかかわらず、これを断行しなければならぬといふことは、結局自由党が多年唱えて参りました自由経済方式にもどるといふ考え方でございまして、私どもははつきりしないのでございませぬ。おそろく麦の値上りによりまして生産意欲を高揚させることが、一割増産を奨励する政府のねらいであるかもしれませぬけれども、対米比価を下げることに

て、麦の生産意欲は減退されます。そして今日まで事前割当がまだ徹底的に行われていないころに、私どもは今までの経験にかんがみまして、事前割当をその本質通りに実行することにはなげなければならないと思つて、今日まで事前割当が文字通り行われなかつた。従つて生産意欲を高揚させることができなかったといふことから考えますならば、はなはだ遺憾のないことをおやりになるもので、まことに遺憾にたえませぬ。しかも私どもの憂慮しますことは、統制が廃止になつた後に輸入された外麦、あるいは需給調整の都合では、政府はあつたら買い上げるにもかかわらず、これらの麦をどういふふうにお御処分なさるか、機構あるいは制度ができていないとき

に、いたずらにこれを断行することは、結局商人を利益させることであつて、消費者、農民のためにならないといふ重大な内容を含んでおられるのであります。私どもはまた、検討の余地が十分あると思つて、ございませぬ。こゝろに御期待を込めて、納得の行くまで私どもに検討をさせていただきますという理由で、これを本日打ち切つて採決されることはいかがかと思つて、もしこれをあえてなさるうとなさるならば、われわれは反対する以外にございませぬから、委員長におかれては、どうぞ本問題については慎重な御配慮によりまして、もつと十分審議を

願ひいたします。次は横田委員。

○横田委員 大体この法案に対して、どうして無理をするのか。前において

○千賀委員 次は横田委員。

も、食糧法案については非常に無理をした。しかもその無理が更にきたな。午前中においては、何も質疑が打切られておられないのに、無理に打切つた。農林委員会の委員は二十五人おる。ところがそのときにいたのは確かに三人、三人で質疑を打切つた。共産党は一人であつて自由党は二人おつたから、なるほど自由党は多数おつた。それでさへ質疑を打切つたとよく言えたものだと思ふ。私は委員長に対して、どうしてこんな無理をするかと尋ねたところが、委員長の言うところによると、食糧庁長官が急いでおるからと言ふ。食糧長官が、なぜ農林委員会に対してこういう横暴を言うかといふと、食糧長官の言葉によると、農林大臣が急ぐからと言ふ。ところがその農林大臣はおらぬぢやないか。共産党もくつたかおらぬぢやないか。それくらい重要な法案だつたら、大臣がこへ出て来てすわつていたらどうか。自分の鶏の世話をするのに熱意を示しておるならば、この法案に対しても熱意を示したらどうか。こういう意味合いにおいて、無理から無理を重ねてやる方が、すなわち前の国会の食糧法に対するときにも、結局が政令になつたのではないか。委員長は好意的な議事進行だつたら許すと言つたが、實際でたらめだ。どうしてこういうことので好意的にやれるか。だからわれわれは、こういうふうな審議のやり方に対しては、もういやなのだ。どうしてもやるならおやりなさい。しかし議会は衆議院だけではないのです。参議院もあるのです。参議院で自由党はゆつくり苦しん

で、また吉田さんが失言でもして、だれかにあやまりに行つてもらいなさい。それをわれわれは希望いたします。○千賀委員長 これより西案及びただいま松浦君提出の修正案について討論に入るわけでありすが、さらに議事進行の御要求がありますので、特に公平を期する上においてこれをお許しをいたします。遠藤三郎君。○遠藤委員 ただいま民主及び共産党の代表者が、議事進行に名をかりて意見を述べておつたのでありますが、その意見を聞いておりますと、まことに事実を歪曲するものであります。第一、この法案が本員委員会にかかりましてすでに一箇月にも及んでおるのであります。この間慎重に審議をして、あらゆる角度から検討して参つたのであります。もう問題となるべき点はこゝとこく出されて、おそれくこれほど慎重に扱つた法案はないのではないかと申すのであります。いたずらに審議の期間を制限するとか何とかいふことは、まづたたく事実を反するものであります。この点を私は、この法案を議決する前にはつきりしておかなくてはならぬと思ふのであります。それから反対の意見の中に、統制経済をやるに初めてやるのである、しかも現在もおアンバランスの状態である、こういうことを言つておられますけれども、これまた事実を反するものであります。明年度においても、政府からする説明がありました、二百八十五万トン程度、現在の輸入は確実である、しかも現在政府が持つておる食糧は、三箇月ないし四箇月の配給分に十分であります。従いまして、食糧が今までのよう

に非常にきゆうくつたといふことは、まづたたく独断的な結論でありまして、私どもは、だん／＼食糧は緩和されて来ておる、従つてこの際統制をはずすことは当然だといふふうな考えておられます。なお野党の諸君は、農民がこの統制解除に対して非常に反対だといふことを言つておられますけれども、これまたまづたたく事実を反するものであります。私は昨日の委員会においても、その点を明瞭にしたのでありますけれども、農民は今まで統制に非常に悩んで来た。もう統制の経済にはあき／＼して来ておる。この際、麦の統制をはずすことに対しては、農民は全幅的に賛成であります。そのことは、個々の農家についてよく懇談をしてみれば明瞭であります。この点も間違いないようにしていただきたい。

それから第三の点であります。価格の点であります。価格の点については、麦の値段はだん／＼これを上げて行つて、外麦の値段に近づけて行くことによつて、外麦がだん／＼入つて来て、そうして日本の国内産の麦の価格を圧迫するといふような議論もありません。ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○千賀委員長 別に討論の通告もありませんので、この際討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

○千賀委員長 御異議なしと認めます。これより採決に入ります。まず、食糧管理法の一部を改正する法律案について、採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

買入数量の指示に関する法律案の修正案について、採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。次に、ただいま可決せられました修正案の修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)に賛成の諸君の起立を求めます。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)に賛成の諸君の起立を求めます。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

○千賀委員長 起立多数。よつて本案は可決せられました。

昭和二十六年四月五日印刷

昭和二十六年四月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所